

- ✓ 児童虐待防止に向けては、未然防止、早期発見・早期対応や虐待を受けた児童生徒の支援が重要であり、学校・家庭・地域社会・関係機関が密接に連携することが必要。

## 1. 学校等における児童虐待防止への対応

- ①学校、教育委員会における児童虐待防止に向けた取組の周知
  - 児童虐待を受けたと思われる幼児児童生徒を発見した場合は、速やかに、これを市町村、児童相談所等に通告しなければならないことなどを周知。
- ②児童虐待対応の手引き等の作成・配布、教職員研修の実施
  - 「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」を作成し、周知
  - 「学校現場における虐待防止に関する研修教材」を作成し、周知
  - 養護教諭のための児童虐待対応の手引きを作成し、配布
  - 教職員用研修教材「児童虐待防止と学校」(CD-ROM)を作成し、周知
  - 独立行政法人教職員支援機構における研修において、「児童虐待への対応」を取り上げ
- ③生徒指導等の観点から、児童虐待への対応・解決に貢献する取組を推進・周知
  - 要保護児童対策地域協議会(要対協)へ学校や教育委員会が参画するよう、生徒指導担当者連絡会議等において周知・促進
  - スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の専門家を活用した学校の教育相談体制の充実【77億円(72億円)】
  - SNS等を活用した相談体制の整備【補助事業:56億円の内数】
  - 法務の専門家(スクールロイヤー)を活用した教育委員会における法務相談体制の整備 ※普通交付税措置等

## 2. 未然防止・早期発見に資する家庭教育支援の推進

- 地域における家庭教育支援の取組において、真に支援が必要な家庭への対応(アウトリーチ型支援)等の充実 【0.8億円(0.8億円)】
- 家庭教育支援や地域学校協働活動等の関係者向けに「児童虐待への対応のポイント」を作成し、周知 等  
※下線部分は、令和4年度予算案等関係 【令和4年度予算案(前年度予算額)】

# スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー

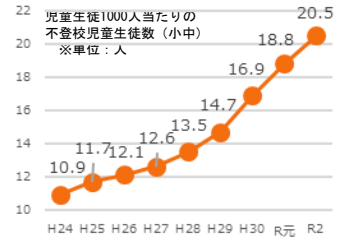
## による教育相談体制の充実

令和4年度予算額(案)  
(前年度予算額)

77億円  
72億円)



- ◆ 義務教育段階の不登校児童生徒数は、平成24年度から8年連続で全体の人数・児童生徒千人当たりの人数ともに増加しており、**様々な課題を抱える児童生徒への早期支援、不登校状態にある児童生徒への手厚い支援**に向けた相談体制の充実が必要。
- ◆ また、社会問題化している昨今の児童虐待相談対応件数の急増等を踏まえ、**学校における児童虐待の未然防止・早期発見や、児童虐待発生時の迅速・的確な対応**に向けた相談体制の充実も喫緊の課題。
- ◆ さらに、令和3年6月に成立した「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」や、令和3年5月に取りまとめた「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」報告書等を踏まえ、**児童生徒性暴力等の早期対応**に向けた相談体制の充実も課題。



	スクールカウンセラー等活用事業	スクールソーシャルワーカー活用事業
	令和4年度予算額(案)：5,581百万円(前年度予算額：5,278百万円)	令和4年度予算額(案)：2,132百万円(前年度予算額：1,938百万円)
補助制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 補助割合：国 1/3、都道府県・政令指定都市 2/3</li> <li>✓ 実施主体：都道府県・政令指定都市</li> <li>✓ 補助対象経費：報酬・期末手当、交通費等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 補助割合：国 1/3、都道府県・政令指定都市・中核市 2/3</li> <li>✓ 実施主体：都道府県・政令指定都市・中核市</li> <li>✓ 補助対象経費：報酬・期末手当、交通費等</li> </ul>
求められる能力・資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 児童生徒の心理に関して専門的な知識・経験を有する者 ⇒児童の心理に関する支援に従事(学教法施行規則)</li> <li>✓ 公認心理師、臨床心理士等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 福祉に関して専門的な知識・経験を有する者 ⇒児童の福祉に関する支援に従事(学教法施行規則)</li> <li>✓ 社会福祉士、精神保健福祉士等</li> </ul>
基盤となる配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ <b>全公立小中学校</b>に対する配置(27,500校)</li> <li>✓ 配置時間：週1回概ね4時間程度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ <b>全中学校区</b>に対する配置(10,000中学校区)</li> <li>✓ 配置時間：週1回3時間</li> </ul>
重点配置等	<p>基礎配置に加え、配置時間を週1回4時間加算 ⇒重点配置の活用により、<b>週1回8時間(終日)以上の配置も可能</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ <b>いじめ・不登校対策</b>のための重点配置：<b>2,000校</b>(←1,000校) ※不登校特例校や夜間中学への配置を含む</li> <li>➢ <b>教育支援センター</b>の機能強化：<b>250箇所</b></li> </ul>	<p>基礎配置に加え、配置時間を週1回3時間加算 ⇒重点配置の活用により、<b>週2回や週3回の配置も可能</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ <b>いじめ・不登校対策</b>のための重点配置：<b>2,000校</b>(←1,000校) ※不登校特例校・夜間中学への配置を含む</li> <li>➢ <b>教育支援センター</b>の機能強化：<b>250箇所</b></li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ <b>虐待対策</b>のための重点配置：<b>1,500校</b>(←1,200校)</li> <li>➢ <b>貧困対策</b>のための重点配置：<b>1,900校</b>(←1,400校)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ <b>虐待対策</b>のための重点配置：<b>2,000校</b>(←1,500校)</li> <li>➢ <b>貧困対策</b>のための重点配置：<b>2,900校</b>(←1,400校) ※ヤングケアラー支援のための配置を含む</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ <b>スーパーバイザー</b>の配置：<b>90人</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ <b>スーパーバイザー</b>の配置：<b>90人</b></li> </ul>
	<p>上記のほか、<b>自殺予防教育実施の支援</b>を含む</p>	

※各自治体の課題に応じた効果的・効率的な重点配置に繋がる取組を推進

## <背景>

- いじめを含め、様々な悩みを抱える児童生徒に対する相談体制の拡充は、相談に係る多様な選択肢を用意し、問題の深刻化を未然に防止する観点から喫緊の課題。
- また、座間市におけるSNSを利用した高校生3人を含む9人の方が殺害された残忍な事件を受け、ネットを通じて自殺願望を発信する若者が適切な相談相手にアクセスできるよう、これまでの取組の見直しが求められている。
- スマートフォンの普及等に伴い、最近の若年層の用いるコミュニケーション手段においては、SNSが圧倒的な割合を占めるようになっている。

(参考)

コミュニケーション系メディアの平均利用時間 (令和3年度版情報通信白書(総務省))  
[平日1日] (令和2年度)

10代: 携帯通話 6.7分、固定通話 0.0分、ネット通話 8.8分、ソーシャルメディア 72.3分、メール利用 18.4分

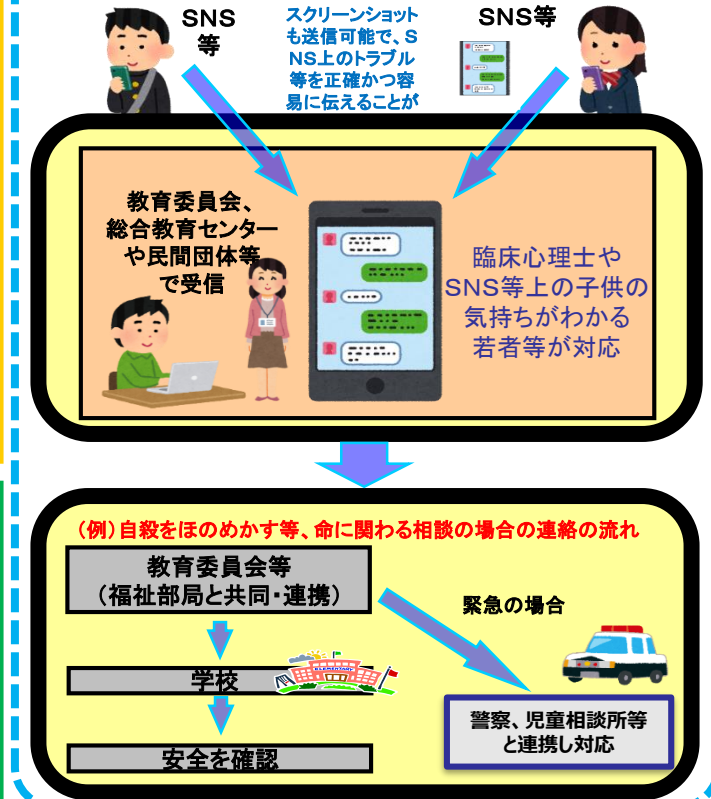
## <事業概要>

### SNS等を活用した相談体制の整備に対する支援(補助事業)

#### (事業内容)

SNS等を活用した双方向の文字情報等による相談を実施するとともに、相談員の専門性を向上させる研修の実施等を支援。令和3年度より、支援の対象を全ての都道府県・指定都市に拡大。

## 【イメージ】SNS等を活用した相談



対象校種

小学校・中学校・高等学校等

実施主体

都道府県・指定都市

対象経費

報酬、期末手当等

補助割合

国: 1/3 都道府県・指定都市: 2/3

# 教育行政に係る法務相談体制の充実について

## 【背景】

- 虐待やいじめのほか、学校や教育委員会への過剰な要求や学校事故への対応等の諸課題について、法務の専門家への相談を必要とする機会が増加
- **76%** の市町村教育委員会が、法的な専門知識を有する者が必要であると回答（H31.3文部科学省調べ）
- 都道府県・指定都市単位では、一般的に上記の法務の専門家への相談体制が構築されている状況。

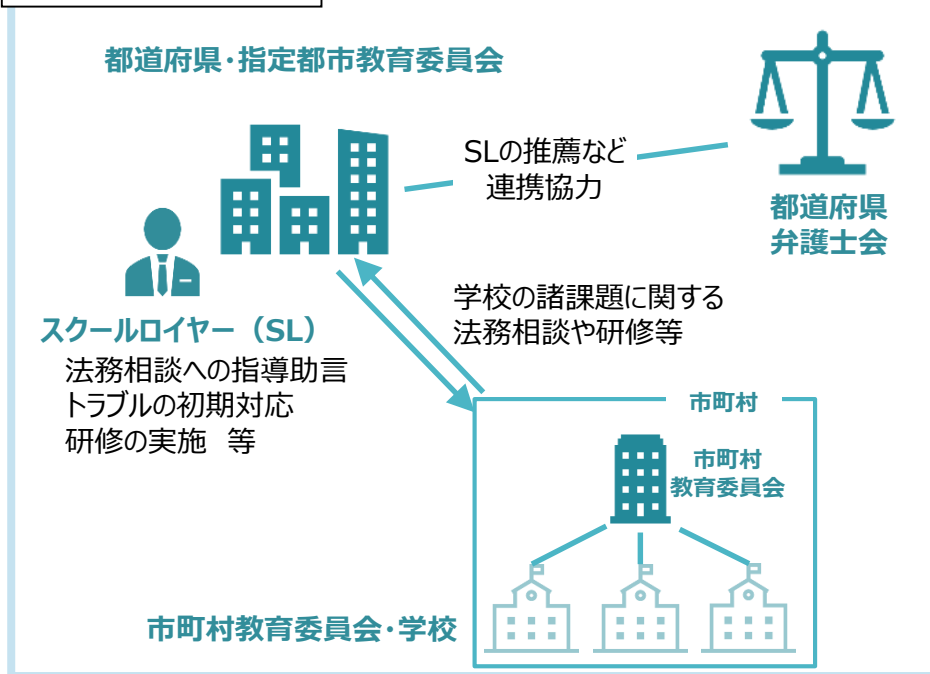
域内の学校や市町村をサポートする都道府県・指定都市教育委員会の弁護士等への法務相談経費について、

## 令和2年度より、普通交付税措置

※標準的な規模の都道府県で130万円を積算。  
(指定都市についても都道府県に準じて措置)

## 法務相談体制の充実に向けた支援措置

### 体制イメージ（例）



### ① スクールロイヤー配置アドバイザーの設置

- ・日本弁護士連合会の協力の下、実際に学校現場での法務相談等の業務に携わっている弁護士を文部科学省に「スクールロイヤー配置アドバイザー」として1名配置。
- ・各自治体における法務相談体制の構築や、各都道府県弁護士会との連絡調整などについて、アドバイスを実施。（利用に係る問い合わせは下記窓口まで）

【スクールロイヤー配置アドバイザーへの問い合わせ窓口】  
文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課地方教育行政係  
TEL： 03-6734-4678 E-mail： iinkai@mext.go.jp

### ② 法務相談体制構築に向けた手引きの作成・説明会実施

- ・法務相談体制の構築に向けて検討する教育委員会を支援するため、「教育行政に係る法務相談体制構築に向けた手引き」を作成。
- また、令和3年1月に説明会を実施。



文科省 教育行政に係る法務相談体制の充実について

検索

### ③ 法務相談体制の整備状況に関する調査

- ・令和3年度に、自治体におけるSLの配置などの法務相談体制の整備状況について調査を実施。

# 地域における家庭教育支援基盤構築事業

〔学校を核とした地域力強化プラン〕事業

【補助率】

国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

令和4年度予算額（案）  
（前年度予算額）

75百万円  
75百万円



文部科学省

## 背景・課題

- 約7割の保護者が子育てに悩みや不安を抱えている
- 地域において子育ての悩みを相談できる人は約3割
- 不登校の増加(約13万人)、家庭の孤立化による児童虐待(約20万件)のリスク増

- ①身近な地域において、保護者の悩み・不安を解消できる家庭教育支援チームを構築する必要がある。
- ②家庭教育支援チームにおいて、3～4割がアウトリーチ型支援を実施しているが、人材・予算の確保が課題となっている。

## 骨太の方針2021（令和3年6月18日閣議決定）

- ・児童の健全育成推進や虐待予防の観点から、支援を要する子育て世帯に支援が行き渡るよう（略）**子供や家庭の支援体制を充実強化する。**
- ・（孤独・孤立対策）**アウトリーチ型支援体制の構築（略）の取組を推進する。**

## 事業内容

### 家庭教育支援に関する推進体制の構築

<主な内容>

#### ●家庭教育支援に関わる地域の多様な人材の養成

- ・子育て経験者や元教員、民生委員・児童委員、保健師等、地域の多様な人材の参画を促進

#### ●家庭教育支援員等の配置

- ・小学校等に家庭教育支援員を配置するなど、身近な地域における家庭教育支援の体制強化

#### ●「家庭教育支援チーム」の組織化

- ・地域における家庭教育支援が継続的に実施できるようチームの組織化

### 真に支援が必要な家庭への対応（アウトリーチ型支援）（児童虐待防止等）

#### ●家庭教育支援員等に対する研修

- ・子供の健やかな育ちをめぐる課題への対応(虐待防止等)などに関する研修の実施

#### ●保護者に寄り添うアウトリーチ型支援

- ・育児に周囲の協力が得られにくい家庭等、真に支援が必要な家庭へ個々の情報提供や相談対応等、保護者に寄り添う支援の実施

### 家庭教育支援に関する取組の実施

<主な内容>

#### ●保護者への学習機会の効果的な提供

- ・就学時健診や保護者会など、多くの保護者が集まる機会を活用した学習機会の提供

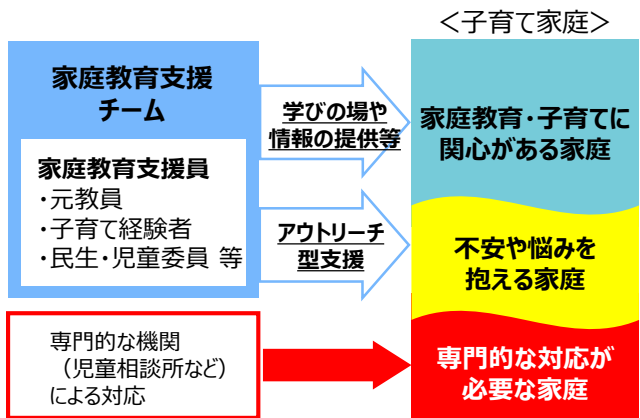
#### ●親子参加型行事の実施

- ・親子の自己肯定感や自立心などを養成するため、親子での参加型行事やボランティア活動、地域活動等のプログラムを展開

#### ●家庭教育に関する情報提供や相談対応

- ・悩みを抱える保護者、仕事で忙しい保護者など、様々な家庭の状況に応じて、家庭教育支援チーム等による情報提供や相談対応を実施

- 事業開始：平成27年度～



### アウトプット（活動目標）

- ・家庭教育支援チームを1000チーム設置。
- ・チームの半数がアウトリーチ型支援を実施。

### アウトカム（成果目標）

- 初期（令和6年頃）  
支援チーム未設置県が解消され、各都道府県内でのチームの横展開が加速化。
- 中期（令和8年頃）  
全市区町村に支援チームが設置され、その半数でアウトリーチ型支援が実施されることで、保護者の不安や課題等への早期対応が可能に。
- 長期（令和14年頃）  
全国でアウトリーチ型支援体制が整備され、身近な地域に子育ての悩みを相談できる人がある保護者の割合が改善する。（R2:28.1%）

### インパクト（国民・社会への影響）

- ・家庭・学校・地域の連携・協力の下、社会全体で子供たちの健やかな育ちを支える環境を構築。
- ・保護者の子育て環境に子供たちの育ちが左右されることがなくなり、不登校・児童虐待の減少、少子化の改善へ。

# 令和3年度「児童虐待防止推進月間」（令和3年11月）における 文部科学省の取組について

## （1）文部科学大臣メッセージ

- 文部科学大臣から、全国の保護者や学校関係者、地域の大人などに向け、子供たちのための積極的な取組や子供たちの身を守ることの必要性を発信。また、全国の子供たちに向け、一人で悩まず先生やスクールカウンセラーなどの周りの大人に相談することや、電話やSNSでも相談できる窓口があることなどを発信。
- 併せて、閣議後の大臣会見における冒頭発言（令和3年10月26日）において、文部科学大臣から、大臣メッセージを発信することを周知し、関係機関や関係者に対して、児童虐待の防止に資する積極的な取組を依頼。

## （2）関係機関等に対する周知・啓発活動

- 上記（1）の大臣メッセージについて、都道府県教育委員会等の関係機関、地域で活動する団体（家庭教育支援チーム等）、日本PTA全国協議会等へ周知し、本月間を機とした児童虐待防止に向けた取組への協力を依頼。
- 都道府県教育委員会等の関係機関宛てに局長通知を発出し、年間を通じた、家庭・学校・地域の社会全体にわたり、児童虐待防止への深い関心と理解を持つことができるよう、積極的な対応を依頼。
- 地域で活動する団体（家庭教育支援チーム等）などに対して、児童虐待防止に関する広報啓発用のポスターやリーフレットを送付。

等